主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人志貴三示の上告趣意は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を 精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年三月二九日

最高裁判所第一小法廷

裁判長	長裁判官	澤	田	竹	治	郎
	裁判官	眞	野			毅
	裁判官	产	藤	悠		輔
	裁判官	岩	松	Ξ		郎